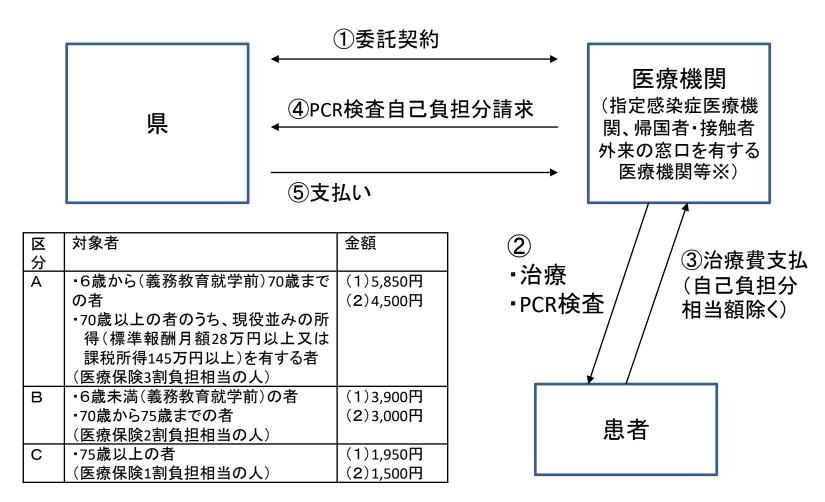
## PCR検査費用自己負担分スキーム



- ※ 指定感染症医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づく入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関及び帰国者・接触者外来の窓口と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関
- ※(1)は検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合、(2)はそれ以外の場合